

- (21) 駄装 荷を運ぶ。運搬する。
- (22) 鴻慈 大いなる慈悲。大きなめぐみ。
- (23) 公母 オスとメス。雌雄。
- (24) 憲裁 憲は下級官吏の上司に対する尊称。ご裁断、の意。憲奪・憲断と同じ。
- (25) 闔国 國中、国全体。
- (26) 憲德 憲は下級官吏の上司に対する尊称。上司の大いなる徳。
- (27) 無既 つきることがない。つきない。

2-51-06

琉球国中山王尚穆の、乾隆三十二年の接貢のため、存留通事蔡世昌等に付した執照（乾隆三十二《一七六七》、十二、七）

琉球国中山王尚（穆）、恭しく勅書を迎え、併びに使臣を接回する事の為にす。

照らし得たるに、乾隆三十一年冬、業に貢使の耳目官阿必振・正議大夫阮大鼎等を遣わし、表章・方物を齎捧して天朝に入貢せしむ。本爵、福建等処承宣布政使司に移咨するを経て、起送して京に赴き、叩きて聖禧を祝らしめて案に在り。

茲に還国の期に当たれば、例として応に船を撥して接回すべし。此れが為に特に都通事毛廷秀等を遣わし、梢役共に八十二員名を帶領して海船一隻に坐駕せしめ、前みて福建に至り、恭しく皇上の勅書併びに欽賞の幣帛を迎え、及た京より回る使臣の阿必

振・阮大鼎・魏猷蘭は閩に在りて存留する鄭維興等と与に還国せしめんとす。

但だ、差する所の員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第九十三号半印勘合の執照一道を給発して存留通事蔡世昌等に付し、収執して前去せしむ。凡そ遇う所の関津及び沿海の巡哨官軍は、驗実して即便に放行し、留難して阻滞するを得る母からしめよ。

須らく執照に至るべき者なり。

計開す

在船都通事一員 毛廷秀 跟伴四名

在船使者二員 <sup>(2)</sup> 呂居温 跟伴八名

存留通事一員 <sup>(3)</sup> 向雄傑 跟伴六名

管船夥長・直庫二名 林有椿 <sup>(4)</sup> 馬長讓 <sup>(5)</sup>

水梢共に五十八名

右の執照は存留通事蔡世昌等に付し、此れを准けしむ

乾隆三十二年（一七六七）十二月初七日 給す

注（一）蔡世昌？（嘉慶三年（一七九八）。久米村系蔡氏（宇栄原家）

十三世。乾隆三十二年の存留通事。官は紫金大夫に陞る。乾隆

二十三年官生として渡唐し、二年後国子監入学。二十七年帰国。

三十五年に朝京都通事、四十七年に正議大夫として中国に赴く。

嘉慶二年に国王尚温の国師となる（池宮正治・小渡清孝・田名

真之編『久米村―歴史と人物―』ひるぎ社、一九九三年、二〇

七頁。

(2) 呂居温 濱川親雲上(『毛姓家譜 四世奥間里之子親雲上』、毛廷秀の譜)。乾隆三十二年の在船使者。

(3) 向雄傑 乾隆三十二年の在船使者。

(4) 林有椿 新垣通事親雲上(『家譜(二)』五九七頁、鄭国楫の譜)。乾隆三十二年の管船夥長。

(5) 馬長讓 乾隆三十二年の管船直庫。乾隆二十八年(卷四六)、三十年(卷四九)の管船直庫である馬長讓と同一人物か。

2-51-07

乾隆帝より琉球国中山王尚穆あて、乾隆三十一年の進貢を嘉尚し例賞を頒賜する旨の勅諭と目録

(乾隆三十三年《一七六八》、二、六)

皇帝、琉球国中山王尚穆に勅諭す。

朕惟<sup>わが</sup>うに、徳を昭らかにし遠を懐くるは盛世の良規にして、職を修め琛を献ずるは藩臣の大節なり。誠を輸し懈らざれば、寵賚宜しく頒かつべし。爾、琉球国中山王尚穆、属して遐方に在り、克く丹悃を抒<sup>の</sup>べ、使を遣わして表を齎し貢を納む。忠盡の忱、良に嘉尚すべし。是れを用て勅を降して奨諭し、併びに王に文綺等の物を賜う。王、其れ祇んで承<sup>まます</sup>け、益忠貞に励み、以て朕が眷<sup>めくみ</sup>に副え。欽めよ哉。故に勅す。

計開す

蟒緞六疋 青藍綵緞十疋

藍素緞十疋 衣素緞十疋

閃緞八疋 錦六疋

紬十疋 羅十疋

紗十疋

乾隆三十三年(一七六八)二月初六日

2-51-08

礼部より琉球国中山王尚穆あて、乾隆三十一年の進貢の方物の受領を通知する旨の咨文(乾隆三十三年《一七六八》、二、□)

礼部、琉球国、表<sup>そな</sup>を具えて方物を進貢する事の為にす。

主客司案呈す。礼科の抄出せるところの、本部の題せる前事の内に開すらく、議し得たるに、琉球国中山王尚穆、耳目官阿必振等を遣わし、表文・方物を齎捧せしめ、恭しく乾隆三十一年分の正貢を進めんとして来京す。所有の進められる貢物の内、硫黄一万二千六百斤は例に照らして福建巡撫に交与して藩庫に收貯せしめ、臣が部、工部に移咨し、応に用うべきの処に於て取用せしむるを除くの外、其の現に進められる紅銅三千斤・白剛錫一千斤あり。進むる所の数目は例と相い符すれば、応に総管内務府に交送して查收せしむべし、等の因あり。乾隆三十二年十二月十七日に於て題し、本月十九日、旨を奉じたるに、議に依れ、とあり。此